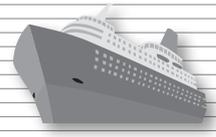


けんぽだより



柔道整復師(接骨院・整骨院)・鍼灸師は「医師」ではないので、健康保険の対象となる施術が限られています。皆様からの保険料を大切に使うためにも、正しい知識をもちましょう。

柔道整復師に施術を受ける際、健康保険で受けられるのは、左記の場合に限られます。負傷原因を明確に伝え、誤った保険請求を防ぎましょう。

急性または亜急性の外傷性の負傷
(骨折、脱臼、打撲、ねんざ、挫傷)のみ

*骨折と脱臼は応急手当を除き、
あらかじめ医師の同意を得ていることが条件です。

肩こり、筋肉痛、筋肉疲労、関節リウマチ、五十肩、神経痛、労災保険対象などは健康保険対象外となります。また、過去のけがの後遺症や慢性化した症状への施術も対象外です。これらの症状で施術を受ける場合は、自費診療にて施術を受ける旨を柔道整復師にお申し出いただきますようお願いいたします。

当健康保険組合では、柔道整復師にかかった療養費が適正なものかどうかを確認するため、施術を受けた被保険者・被扶養者に対し、照会文書を送付しています。照会文書を受け取った際には、負傷原因、負傷部位、負傷日、施術内容、負担金等、正確な回答ができるように、施術の記録や領収書を保管しておきましょう。文書による照会は、必ずご自分で記入してください。ご回答いただけない場合には2回までご回答のお願いをさせていただきますが、それでもご回答いただけない場合には、回答命令書を送付いたします。

それにもご回答いただけない場合、またはご回答いただいた結果、健康保険対象外と判断された場合には、当該療養費の支払を保留する、あるいは、全額自費診療として療養費不支給(接骨院・整骨院に健保負担を支払わない)とさせていただきます(接骨院・整骨院に健保負担を支払わない)とさせていただきます(健康保険法第121条に基づく)。照会文書を受け取ったら、必ずご回答くださいようお願いいたします。なお、照会文書発送は「ガリバー・インターナショナル株」に委託しております。ご回答いただいた内容については、個人情報保護法に基づき、「柔道整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」としてしております。

介護納付金の算出に総報酬割が導入されます

健康保険組合が国に納めている介護納付金は、従来は加入者数に応じて負担する「加入者割」で算出されてきました。この算出方法を変更し、報酬水準に応じて負担する「総報酬割」が導入されます。

平成29年8月から、介護納付金の1/2を総報酬割とし(29年度全体では1/3)、30年度に1/2、31年度に3/4、32年度には全面総報酬割となります。報酬水準が高めの健保組合では介護納付金の負担が増える見通しです。

	平成29年8月～	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総報酬割の比率	1/2	1/2	3/4	全面

